

令和8年度 国民健康保険について

国民健康保険料

国民健康保険（以下、国保）は、加入人数や世帯の前年中の所得などをもとに保険料率等（所得割・均等割・平等割・法定軽減）を計算し、保険料を決定します。

令和8年度の保険料は、令和8年4月から令和9年3月までの1年間の保険料です。

年度途中で加入の方は、加入月から令和9年3月まで計算します。

なお、国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。そのため、世帯主が別の健康保険に加入している場合でも、世帯に国民健康保険の加入者がいれば、決定通知書は世帯主宛に送付します。

【保険料の納付方法】

- ・6月から翌年3月までの年10回払い（特別徴収の人は4月からの6回）です。
- ・普通徴収（納付書または口座振替）または特別徴収（年金から天引き）です。

【令和8年度変更点】

令和8年4月より子ども子育て施策の財源として健康保険料に『子ども・子育て支援分』が上乗せされます。対象は18歳未満（18歳になったあと最初の3月31日を迎えるまで）を除く被保険者です。

令和8年度保険料率（大阪府標準保険料率）・計算方法

保険料は、「医療分」と「後期高齢者支援分」と「介護分」、「子ども・子育て支援分」の合計額で、それぞれ所得割（国保加入者の所得に応じて計算する額）と均等割（国保加入者数に応じて計算する額）と平等割（各世帯に平等にかかる額）に分けて計算しています。

		医療分	後期高齢者支援分	介護分	子ども・子育て支援分
		国保加入者の医療費を賄うことが目的 (全被保険者)	後期高齢者の医療費を支援することが目的 (全被保険者)	介護保険制度を賄うことが目的 (40歳から64歳)	子ども・子育て施策を充実させることが目的 (18歳以上)
① 所得割	世帯の収入 (所得割標準額※1) にもとづいて 計算される保険料	所得割標準額 ×9.50%	所得割標準額 ×3.06%	所得割標準額 ×2.60%	所得割標準額 ×0.28%
② 均等割	国保加入者数に 応じて 計算される保険料	1人あたり 34,990円※2	1人あたり 11,191円※2	1人あたり 18,682円	1人あたり 1,841円 (18歳以上)
③ 平等割	世帯ごとに計算 される保険料	世帯あたり 33,908円/年	世帯あたり 10,845円/年		
賦課限度額		世帯限度額 66万円	世帯限度額 26万円	世帯限度額 17万円	世帯限度額 3万円
①+②+③の合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額がその世帯の保険料の年額					

全ての額（もしくは賦課限度額）の合計が年間の保険料になります。

※1 所得割標準額 加入者ごとに前年（令和7年1月から12月）所得から最大43万円を控除した額の合計額

※2 未就学児の均等割保険料は2分の1に軽減されます。

所得にもとづく均等割と平等割の法定軽減（法令改正等により下線部が今年度から変わりました。）

前年中の総所得金額等が、国の定めた基準額を下まわる世帯は、均等割額と平等割額の一部を軽減します。

軽減内容	保険料が軽減される世帯
7割軽減	前年中の総所得金額等※3が「43万円 + (給与所得者等の数※3 - 1) × 10万円」以下の世帯
5割軽減	前年中の総所得金額等※3が「43万円 + 31万円 × (国保加入者の数 + 特定同一世帯所属者の数※3 ページ Q3 の2) + (給与所得者等の数※4 - 1) × 10万円」以下の世帯
2割軽減	前年中の総所得金額等※3が「43万円 + 57万円 × (国保加入者の数 + 特定同一世帯所属者の数※3 ページ Q3 の2) + (給与所得者等の数※4 - 1) × 10万円」以下の世帯

※3 総所得金額等：国保加入者と国保資格のない国保上の世帯主、特定同一世帯所属者を含んだ令和7年1月から12月に、所得のある人全ての合計所得。ただし、専従者控除や繰越損失を申告している場合は総所得の計算方法が異なります。

※4 給与所得者等：一定の給与所得者（給与収入が65万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）の人数。給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算します。

保険料決定通知書の見方

A 複数枚に印刷される決定通知書

賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割			算出合計額 A = ③ + ⑥ + ⑦
	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③ = ① × ②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥ = ④ × ⑤	特定	平等割額⑦		
医療分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	
支援金分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	
介護分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	
子ども分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	
医療分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	
支援金分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	
介護分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	
子ども分	円	%	円	円	人	円	円	円	円	

保険料総額計算エリア

区分	軽減	所得割			軽減額 ⑧	限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A - ⑧ - ⑨ + ⑩ - ⑪)
		所得割前額	均等割軽減額	平等割軽減額					
医療分		円	円	円	円	円	円	円	
支援金分		円	円	円	円	円	円	円	
介護分		円	円	円	円	円	円	円	
子ども分		円	円	円	円	円	円	円	
医療分		円	円	円	円	円	円	円	
支援金分		円	円	円	円	円	円	円	
介護分		円	円	円	円	円	円	円	
子ども分		円	円	円	円	円	円	円	

保険料軽減エリア

保険料年額

*年間保険料額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。 前年度決定額

個人明細書

被保険者氏名	区分	通知書番号												未申告 該当	所得割 (円)	均等割 (円)	平等割 (円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	介護																
	子ども																
	医療																
	介護																
	子ども																

資格エリア

保険料エリア

賦課明細書

【保険料総額計算エリア】

すべての世帯員が1年間国民健康保険に加入された場合の保険料総額を計算します。（軽減なし）

(ア) 所得割：世帯全員の所得に対して所得割率を乗じて計算

(イ) 被保険者均等割：一人あたりで計算される保険料《対象》介護分：40歳から64歳・子ども分：18歳以上

(ウ) 世帯別平等割：世帯あたりで計算される保険料《対象》医療分・支援金分のみ

【保険料軽減エリア】

世帯の所得や加入期間に応じて減額される保険料を計算します。

(ア) 軽減：所得に基づく法定軽減《対象》均等割・平等割保険料

(イ) 限度額超過額：各保険料で定められた限度額を超過した金額

(ウ) 月割増減額：年度途中の加入・喪失などにより減額される保険料

(エ) 減免額：災害や所得減少など申請により減額される保険料額

【保険料年額】

保険料総額計算エリアで計算された「算出合計額」から保険料軽減エリアの軽減額《(ア)から(エ)》の金額を減額した金額が「保険料年額」となります。

個人明細書

【資格エリア】

各保険料の対象になっているかどうかを表しています。（*は国保加入、Gは擬制世帯主、Sは非自発的失業軽減の方）

【保険料エリア】

一人当たりの保険料総額の目安を示しています。

各自の所得割・均等割・平等割を合計すると、「賦課明細書」の保険料総額（軽減前）の金額と同額になります。

「未申告該当」になっている方は、前年中の所得情報が不足しているため、保険料及び給付に関する割合などが正確に計算できていませんので、お早めに資格給付係までお問い合わせください。

B 両面刷り 1 枚物の場合【保険料決定（更正）通知書】

年度 国民健康保険料 決定（更正）通知書			
決定 保険料	更正前 円	更正後 円	増減 円
この通知書は、時点の情報により算定しています。			時点の情報により
※ 賦課明細は次頁のとおり。(単位：円)			
期別	納期限	普通徴収 更正前 更正後	特別徴収 納付済額 今回納付額
A 期別の保険料			
月別	引落日	特別徴収 更正前 更正後	特別徴収 納付済額 今回納付額
B 特別徴収の保険料			
異動年月日	届出年月日	更正事由 理由	氏名

国民健康保険料決定の明細 (単位：円)			
所得割額	× 基礎額	%	D 年額保険料
資産割額	× 基礎額	%	
均等割額	× 被保険者	人	
均等割額	× 被保険者	人	E 保険料軽減額
均等割額	× 被保険者	人	
均等割額	× 被保険者	人	F 保険料小計 = D - E
均等割額	× 被保険者	人	
均等割額	× 被保険者	人	G 保険料合計（医療・介護・後期・ こどもの保険料小計の合算額）
均等割額	× 被保険者	人	
均等割額	× 被保険者	人	決定保険料額 (A) + (B) + (C) + (D)
均等割額	× 被保険者	人	1人あたり18歳以上均等割額

年度途中の加入の際は、こちらの通知書を交付する場合があります。Aの決定通知書と記載方法は異なりますが、内容は同一のものであります。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

Q1 年度内に何回も保険料の通知があるのはなぜですか？

世帯構成や、申告などで収入が変わった場合の他にも、国保加入者が40歳を迎えた月に介護保険料が追加されるため、誕生日の翌月に保険料を再計算し通知します。

※年度途中で国保加入者が75歳を迎えられる場合は、あらかじめお誕生日を迎える月までの期間で保険料を計算しています。（他に75歳未満の加入者がいる場合は計算された保険料を10分割しています）

Q2 どのような場合に特別徴収（年金から天引き）になりますか？

特別徴収の対象になる方は、次の1から4の全てに該当される人です。

1. 世帯主が国民健康保険に加入していること。
2. 世帯内の国民健康保険の加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
3. 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。
4. 国民健康保険料と介護保険料の合計額が対象の年金受給額の2分の1を超えないこと。

※ただし、次の人は年金からの徴収はしません。

- ① 国民健康保険料を口座振替により継続して納付している方。
- ② 年度途中で国民健康保険の加入者が75歳を迎える世帯。

※年度途中で保険料が変更になった場合等に、普通徴収（納付書での支払い）に切り替わることがあります。

※年金天引きの対象となる方は、1年間の保険料を6回に分けて、年金より天引きします。

ただし、4月・6月・8月は保険料の年間額が確定していないため、前年度の保険料のおよそ半分を3分割して天引きします。その後、10月・12月・2月は確定した年間額から4月・6月・8月に納付済みの保険料を差し引いた残りの額を3分割して天引きします。

※毎年、6月の本算定の際に特別徴収に該当するかを確認し、該当の方は通知書の2ページ（「令和8年度国民健康保険料期別明細書」）に特別徴収により年金天引きされる金額と月を記載しております。

Q3 国保加入の世帯に後期高齢者医療制度（以下、後期高齢）の該当者がいる場合、保険料の軽減などがありますか？

以下の場合、国保の保険料が特例措置を受けることができます。

1. 保険料の法定軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、後期高齢に移行しても、同じ軽減（2割・5割・7割）を受けることができます。
2. 後期高齢に移行し、国保の加入者が1人となる場合に、5年間は、世帯単位で計算される保険料（平等割）が半額になり、6年～8年間は、4分の3になります。
3. 被用者保険（社会保険）の本人が後期高齢に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）が新たに国保に加入した場合、法定軽減7割、5割該当の場合を除き、国保加入後2年間、1人あたりで計算される保険料（均等割）が半額に、世帯全員が被扶養者の場合には、世帯で計算される保険料（平等割）も半額になります。さらに、その被扶養者の所得にかかる所得割保険料は当分の間免除されます。

Q4 解雇・雇止め・正当な理由のある自己都合で退職しましたが、保険料の軽減はありますか？

次のすべての要件を満たす場合は、対象者の前年給与所得の7割を減額した額で所得割が計算されるなどの特例が受けられます。適用を受けるには申請が必要です。

- ・雇用保険受給資格者証（以下、受給者証）の交付を受けている人
- ・受給者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人
- ・離職日に65歳未満であること

失業等軽減



Q5 産前産後期間の保険料の免除はありますか？

妊娠85日以上で分娩（死産・流産・早産を含む）された（予定する）方の産前産後期間の国民健康保険料を免除する制度があります。免除される期間は単胎の場合は4カ月間（産前1カ月・出産月・産後2カ月）、多胎の場合は6カ月間です。

免除には申請が必要で、出産予定日の6カ月前から申請できます。オンライン申請も可能です。

産前産後軽減



Q6 すでに社会保険に加入していますが、国民健康保険料の通知が届いたのは、なぜでしょうか？

職場の健康保険に加入した場合は、自動的に資格が切り替わらないため、資格喪失の手続きが必要です。また、保険料の誤納付や保険資格の間違いによるトラブルの可能性もありますので、早めに手続きをしてください。

Q7 特別な事情により保険料の納付が難しいのですが何か手立てはありませんか？

大阪府では災害や拘禁、収入が著しく減少したことにより保険料の納付が難しい方が申請できる減免制度があります。詳しくは市ウェブサイトなどをご確認ください。

また、減免申請の要件に該当するような特別な事情はないが、保険料の納付が難しい方は、その他の猶予制度などもありますので、納期限が過ぎるまでに保険年金課収納係までご相談ください。

市ウェブサイト



保険料を納めないでいると

保険料の納期限を過ぎても納付が無い場合、督促手数料や延滞金の支払に加え、医療機関での窓口負担が一旦全額自己負担になってしまったり、財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

うっかり納期限を過ぎてしまった場合や、事情により納付が難しい場合は、出来るだけ早く保険年金課収納係までご相談ください。

国民健康保険

国民健康保険の制度や手続き、各種給付などについて案内する冊子を市ウェブサイトで公開していますのでご覧ください。（冊子の全世帯配布は終了しました。）

紙の冊子での交付をご希望の方は、保険年金課資格給付係までお申し出ください。

【主な掲載内容】

- 加入・脱退の手続きの案内
- 給付制度の案内
- 医療費に関する案内
- 人間ドックや特定健診について
- その他国民健康保険の制度について



ダウンロード
冊子交付申請
はこちらから

お問い合わせ

富田林市 保険年金課 (0721)25-1000 代表

国保の資格・保険料の計算・給付に関すること 資格給付係 内線 552・151

納付・猶予に関すること 収納係 内線 152・156

保健事業に関すること 保健事業係 内線 155



市Webサイト
保険年金課のページ